に改め、同項第三号中「十六万七千四百円と、第二十三条の三の二第一項第一号及び第二号」を「十七万九千百円と、第二十三条の三の二第一項各号」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に改め、同項第五号中「所得割を除く。」の下に「第十項第二号、第十一項第四号及び」を加え、「（特別区を含む。同号において同じ。）」を削り、「第三項に」を「以下この条に」に、「及び」を「又は」に、「三万五千四百円」を「三万六千九百円」に改め、同条第二項第一号中「四万五十円と、第二十三条の三の二第二項第一号及び第二号」を「四万二千九百円と、第二十三条の三の二第二項各号」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同項第二号中「規定する」を「掲げる」に、「十二万六千三百円と、第二十三条の三の二第二項第一号及び第二号」を「十三万五千百五十円と、第二十三条の三の二第二項各号」に、「四十二万千円」を「四十五万五百円」に改め、同項第三号中「規定する」を「掲げる」に、「八万三千七百円と、第二十三条の三の二第二項第一号及び第二号」を「八万九千五百五十円と、第二十三条の三の二第二項各号」に、「二十七万九千円」を「二十九万八千五百円」に改め、同項第四号中「規定する」を「掲げる」に、「二万八千八百円」を「三万七百五十円」に改め、同項第五号中「規定する」を「掲げる」に、「一万七千七百円」を「一万八千四百五十円」に改め、同条第三項第一号中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円と、第二十三条の三の二第三項各号」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円と、第二十三条の三の二第三項各号」に、「十七万九千百円と、第二十三条の三の二第三項各号」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「八万百円と、第二十三条の三の二第三項各号」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第五号中「二万四千六百円」を「二万五千七百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円とする。」に改め、同項第六号中「一万五千円」を「一万五千七百円」に改め、同条第四項第一号中「二万八千八百円」を「三万七百五十円」に改め、同項第二号中「十二万六千三百円」を「十三万五千百五十円」に、「四十二万千円」を「四十五万五百円」に改め、同項第三号中「八万三千七百円」を「八万九千五百五十円」に、「二十七万九千円」を「二十九万八千五百円」に改め、同項第四号中「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号中「一万二千三百円」を「一万二千八百五十円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、一万二千三百円とする。」に改め、同項第六号中「七千五百円」を「七千八百五十円」に改め、同条第四項各号に掲げる療養（以下この条及び第二十三条の三の六第一項第一号において「七十五歳到達時特例対象療養」という。）」を「七十五歳到達時特例対象療養」に改め、同項第一号中「一万八千円」を「二万二千円」に改め、同項第二号中「又は第六号」を削り、「八千円」を「一万千円」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第三項第六号に掲げる者　八千円

第二十三条の三の四第六項第一号中「又は」を「及び」に、「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に、「十二万六千三百円」を「十三万五千百五十円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に、「四十二万千円」を「四十五万五百円」に、「三万七百五十円」を「三万八千八百円」に改め、同項第七項第一号中「次号又は」を「次号及び」に改め、同号イ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「十二万六千三百円」を「十三万五千百五十円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に、「四十二万千円」を「四十五万五百円」に改め、同号ハ中「十六万七千五百円」を「十七万九千百円」に、「八万三千七百円」を「八万九千五百五十円」に、「二十七万九千円」を「二十九万八千五百五十円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に、「二万八千八百円」を「三万七百五十円」に改め、同号ホ中「三万五千四百円」を「三万六千九百円」に、「一万七千七百円」を「一万八千四百五十円」に改め、同項第二号イ中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二万八千八百円」を「三万七百五十円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「十二万六千三百円」を「十三万五千百五十円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に、「四十二万千円」を「四十五万五百円」に改め、同号ハ中「十六万七千四百円」を「十七万九千百円」に、「八万三千七百円」を「八万九千五百五十円」に、「二十七万九千円」を「二十九万八千五百五十円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に、「二万八千八百円」を「三万七百五十円」に改め、同号ヘ中「一万七千七百円」を「一万八千四百五十円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円と、第二十三条の三の二第三項各号」を「十七万九千百円と、第二十三条の三の二第三項各号」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「八万百円と、第二十三条の三の二第三項各号」を「八万五千八百円と、第二十三条の三の二第三項各号」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第五号中「二万四千六百円」を「二万五千七百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円とする。」に改め、同項第六号中「一万五千円」を「一万五千七百円」に改め、同条第四項第一号中「二万八千八百円」を「三万七百五十円」に改め、同項第二号中「十二万六千三百円」を「十三万五千百五十円」に、「四十二万千円」を「四十五万五百円」に改め、同項第三号中「八万三千七百円」を「八万九千五百五十円」に、「二十七万九千円」を「二十九万八千五百五十円」に改め、同項第四号中「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同項第五号中「一万二千三百円」を「一万二千八百五十円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、一万二千三百円とする。」に改め、同項第六号中「七千五百円」を「七千八百五十円」に改め、同条第五項中「同条第四項各号に掲げる療養（以下この条及び第二十三条の三の六第一項第一号において「七十五歳到達時特例対象療養」という。）」を「七十五歳到達時特例対象療養」に改め、同項第一号中「一万八千円」を「二万二千円」に改め、同項第二号中「又は第六号」を削り、「八千円」を「一万千円」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第三項第六号に掲げる者　八千円

第二十三条の三の四第六項第一号中「又は」を「及び」に、「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に、「十二万六千三百円」を「十三万五千百五十円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に、「四十二万千円」を「四十五万五百円」に、「三万七百五十円」を「三万八千八百円」に改め、同項第七項第一号中「次号又は」を「次号及び」に改め、同号イ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「十二万六千三百円」を「十三万五千百五十円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に、「四十二万千円」を「四十五万五百円」に改め、同号ハ中「十六万七千五百円」を「十七万九千百円」に、「八万三千七百円」を「八万九千五百五十円」に、「二十七万九千円」を「二十九万八千五百五十円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に、「二万八千八百円」を「三万七百五十円」に改め、同号ホ中「三万五千四百円」を「三万六千九百円」に、「一万七千七百円」を「一万八千四百五十円」に改め、同項第二号イ中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に、「二万八千八百円」を「三万七百五十円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「十二万六千三百円」を「十三万五千百五十円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に、「四十二万千円」を「四十五万五百円」に改め、同号ハ中「十六万七千四百円」を「十七万九千百円」に、「八万三千七百円」を「八万九千五百五十円」に、「二十七万九千円」を「二十九万八千五百五十円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に、「二万八千八百円」を「三万七百五十円」に改め、同号ヘ中「一万七千七百円」を「一万八千四百五十円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円と、第二十三条の三の二第三項各号」を「十七万九千百円と、第二十三条の三の二第三項各号」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「八万百円と、第二十三条の三の二第三項各号」を「八万五千八百円と、第二十三条の三の二第三項各号」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第五号中「二万四千六百円」を「二万五千七百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円とする。」に改め、同項第六号中「一万五千円」を「一万五千七百円」に改め、同条第四項第一号中「二万八千八百円」を「三万七百五十円」に改め、同項第二号中「十二万六千三百円」を「十三万五千百五十円」に、「四十二万千円」を「四十五万五百円」に改め、同項第三号中「八万三千七百円」を「八万九千五百五十円」に、「二十七万九千円」を「二十九万八千五百五十円」に改め、同項第四号中「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同項第五号中「一万二千三百円」を「一万二千八百五十円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、一万二千三百円とする。」に改め、同項第六号中「七千五百円」を「七千八百五十円」に改め、同条第五項中「同条第四項各号に掲げる療養（以下この条及び第二十三条の三の六第一項第一号において「七十五歳到達時特例対象療養」という。）」を「七十五歳到達時特例対象療養」に改め、同項第一号中「一万八千円」を「二万二千円」に改め、同項第二号中「又は第六号」を削り、「八千円」を「一万千円」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第三項第六号に掲げる者　八千円

第二十三条の三の四第六項第一号中「又は」を「及び」に、「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に、「十二万六千三百円」を「十三万五千百五十円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に、「四十二万千円」を「四十五万五百円」に、「三万七百五十円」を「三万八千八百円」に改め、同項第七項第一号中「次号又は」を「次号及び」に改め、同号イ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「十二万六千三百円」を「十三万五千百五十円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に、「四十二万千円」を「四十五万五百円」に改め、同号ハ中「十六万七千五百円」を「十七万九千百円」に、「八万三千七百円」を「八万九千五百五十円」に、「二十七万九千円」を「二十九万八千五百五十円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に、「二万八千八百円」を「三万七百五十円」に改め、同号ヘ